

セーフティネット保証 4 号・5 号

創業して間もない方の認定方法について

1 セーフティネット保証 4 号

(1) 対象となる方

- ①業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の事業者
- ②業容拡大等により、売上高等の前年等比較では認定が困難な事業者
(比較困難な例)
 - ・前年等以降、店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などで企業が成長している場合
 - ・前年等以降、取引先拡大や新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加などにより企業が成長している場合
 - ・事業開始後、施設の建設等が長期にわたるなどで前年は売上がたっていないため、前年との比較ができるないが、創業後 1 年 1 か月以上経過している場合

(2) 認定基準

A 災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合

最近 1 か月（※）の売上高等が、災害発生直前の平均売上高等（原則として災害発生直前 3 か月間の平均とする）と比較して 20% 以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が、災害発生直前の 3 か月間の売上高等と比較して、20% 以上減少することが見込まれること。

B 災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合

最近 1 か月（※）の売上高等が、最近 1 か月を含む最近 3 か月間の平均売上高等と比較して 20% 以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が、最近 1 か月を含む最近 3 か月間の売上高等と比較して、20% 以上減少することが見込まれること。

2 セーフティネット保証 5 号

(1) 対象となる方

- ①業歴 3 か月以上 1 年 3 か月未満の事業者
- ②事業開始後、施設の建設等が長期にわたるなどで前年は売上がりがないため、前年との比較ができるないが、創業後 1 年 3 か月以上経過している場合

(2) 認定基準

最近 1 か月（※）の売上高等が、最近 1 か月を含む最近 3 か月間の平均売上高等と比較して、5% 以上減少していること。

※「最近 1 か月」の売上高等と各比較対象期間との比較が適当でない場合は、最近の月平均売上高（2 か月から最大 6 か月まで）と、各比較対象期間との比較を行うこともできます。